

おはようございます。急遽の開催にご対応いただきありがとうございます。

まず、提案に先立ちまして8月13日からの大雨については、降り始めからの総雨量が、近江八幡市で8月の月平均降水量の約3倍となります。400ミリを超えるほか、大津市や東近江市では350ミリを超えるなど、記録的な雨量となりました。

この大雨による人的な被害は発生しておりませんが、50棟を超える床上・床下浸水が発生いたしましたほか、県内各所で土砂崩れによる道路被害や河川の護岸崩落・損傷が発生するなど、県民の生活に大きな影響を与えました。

現在、迅速な復旧に取り組んでいるところですが、今後は台風等の被害も想定されますことから、市町等との情報共有に努め、より一層警戒してまいりたいと考えております。

それでは、ただいま提出いたしました案件について、ご説明申し上げます。

本日提出いたしました案件は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うものでございまして、議第109号 一般会計補正予算案の1件でございます。

まん延防止等重点措置につきましても、先の臨時会議において対応に要する予算の御議決をいただき、8月6日から、営業時間短縮要請コールセンターを設置、8日からは、営業時間短縮にかかる見回りを実施しているほか、協力金の早期給付について20日から支払いを開始するなど、その円滑な実施また取組を進めているところでございます。

しかしながら、全国的に更なる感染の急激な拡大が続いており、17日には、まん延防止等重点措置の対象地域であった7府県が緊急事態宣言の対象地域となり、まん延防止等重点措置の対象地域が新たに10県追加されるとともに、期間が9月12日まで延長されたところです。

本県におきましても、感染拡大が続き、8月18日には、新規陽性者数が初めて200人を超え、その後もこれまでにない高い水準で推移しております。

また、この間、人の流れの減少が十分ではない、病床占有率が90%近くで推移し、自宅療養者が増加するなど、医療提供体制がひっ迫している状況が続いていることなどを踏まえ、本県の状況は他県と比べても、厳しい状況にあると判断しており、まん延防止等重点措置では大きな効果が見受けられないことから、昨日、国に対して緊急事態宣言の対象地域に加えることを要請したところです。

本補正予算案は、こういった状況を踏まえ、休業要請・営業時間短縮要請等に伴う協力金等の追加・拡充や、陽性者数の増加に伴う自宅療養者に対する支援体制の拡充等に要する経費を計上するため、総額で72億8,932万1千円の増額補正を行おうとするものでございます。

なお、緊急事態宣言に関しましては、今回提案させていただいた補正予算案だけではなく、引き続き必要な対応について検討し、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。